

平成30年10月9日

「改正バリアフリー法説明会」を開催します

この度、第196回国会において「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正バリアフリー法」）が成立し、本年5月25日に公布されました。つきましては、管内の自治体関係者および公共交通事業者を対象に説明会を下記のとおり開催いたします。

【開催概要】

1. 日 時 平成30年10月29日（月） 13時30分～15時00分
（説明会終了後、マスタープラン作成の個別相談会を実施いたします。）
2. 会 場 横浜市神奈川公会堂（神奈川県横浜市神奈川区富家町1-3）
3. 次 第
議題 ①改正バリアフリー法について
②基本方針の改正について
③マスタープラン作成に係る補助制度について
4. 定 員：490名（定員になり次第締め切らせていただきます）
5. 申し込み方法：下記の申込書に必要事項をご記入の上、e-mail 又は FAX にてお申し込み下さい。

改正バリアフリー法説明会 申込書

《お問い合わせ先》

関東運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課
小川・橋本
電話：045-211-7268

会場案内図

横浜市神奈川公会堂 講堂

(神奈川県横浜市神奈川区富家町 1-3)

【最寄り駅】 鉄道:JR 東神奈川駅／京急 仲木戸駅 徒歩 4 分
東急 東白楽駅 徒歩 5 分

横浜市営バス:神奈川公会堂入口(横浜通信病院前にあります)徒歩 4 分
系統:31、36、82、38、39
東神奈川駅西口 徒歩 4 分
系統:31、59、7、29、36、82、38、39

